

掛川市選挙管理委員会告示第77号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第3区）、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成29年10月10日

掛川市選挙管理委員会
委員長 大石 碩也

- 1 投票所名 第21投票所
- 2 閉じる時刻 午後7時